FAX 申込先 03-5348-1284

受講申込書

オモドック・スクール

ふりがな				
氏　名	男 女			
生年月日	年　月　日 生　（　歳）			
現住所	〒			
緊急連絡先	電話　（　）	携帯アドレス		
出身学校名	専攻			
勤務先	部署 TEL.　（　）			
コース名	回コース	税込合計	お支払い方法	入学予定日 支払期日
	①パソコン授業料＋教材費（パソコン指導特商法適用分）	円	①銀行振込 （手数料学校持ち） 2. 現金持参	／
	②デザイン授業料（パソコン指導がメインではない授業分）	円		
	③入学金	１８，０００円		
	④（割り引き等）			
	⑤税込み合計	円		
当スクールを選んだ理由を教えて下さい	※該当するものを○で囲んで下さい（複数回答可）。 1. マンツーマン制　2. 完全自由予約制　3. 携帯の予約システム 4. コースの内容　5. 就職バックアップ　6. 新大久保駅徒歩１分 7. 手頃な授業料　8. 回数オーバー無料制　9. 短期集中型高速受講 10. デザイン作品保証制　11. デザイン系の講師　12. その他（　）			

オモドック・スクール殿

受講規約に同意し上記①②の受講を申込み、標準週２回のペースで通学し、２年以内に修了します。

申込日　　年　　月　　日

本人（署名）　　㊞

「特商法に関する表記」と「オモドック・スクール受講規約」

当スクールの「パソコン指導を伴う練習（受講申込書①授業料）」に相当する部分は特商法の適用を受けるため下記「特定商取引法に関する表記」を必ず熟読した上受講すること。

【商品等の種類】当スクールの講座・コース。
【役務の対価】パンフレット・HP の各講座・コース価格となる。
【代金・対価の支払い時期及び方法】パンフレット・HP 等に記載された受講料を、銀行振込（一括）により、入学日（初回受講日）までに、当スクールに対して支払うものとする。ただし受講料の支払を分割払いにした場合の受講契約回数は、受講コースの回数ではなく、支払った金額の回数分となる。
【役務の提供時期】信義則に従って標準週２回（最低月４回以上）のペースで受講することとする。当スクールは受講生が選択したコース内容の役務を、受講契約回数の終了まで、または最長で受講契約日から２年間提供することとする。受講生は自己都合により６ヶ月以上不通学となる場合は、書面またはメールにて休学届けを伝達することとする。また受講生が休学届けをせずに６ヶ月以上不通学となった場合は、自己都合により退学されたと判断し、受講生との受講契約を即時解除するものとする。

【クーリング・オフ】当スクールの「パソコン指導を伴う練習（受講申込書①授業料）」に相当する部分は受講契約日から８日以内はクーリングオフ期間とし、受講生は無条件で解約解除を申し出ることができる。

【中途解約】中途解約時の返金額は、受講申込書①授業料の 20% または５万円のうちどちらか低い方を差し引いた額とする。
【役務提供業者・代表者（担当者）】有限会社オモドック、東京都新宿区百人町 2-4-5-607、03-5348-1283、小倉　実
【受講契約締結年月日】当スクールは受講申込書の提出後、受講料の入金が確認できた時点で受講契約の成立とする。

《オモドックスクール受講規約》
オモドック・スクールの講座・コースを受講申込みされる方（以下「受講生」）はこの受講規約（以下「本規約」）を理解のうえ、遵守して受講すること。

第１条（教育目的と本規約の適用範囲）　有限会社オモドック教育事業部が運営するオモドック・スクール（以下、「当スクール」という。）は、デザイナー・プログラマの職業訓練を目的とするスクールである。また本規約に定めなきものについては当スクールインストラクターの指示、各種パンフレット等の定めによるものとする。

第２条（解約・返金等）　(1) パソコン指導がメインではない「作品制作（デザイン授業）」分に関しては、受講生ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能（医師の診断書を提出しなければ認められない）または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することはできない。

(2)(1) の正当事由が存在し、受講生からの受講契約の取消・解約等の申し出により返金する場合は、以下の基準に従って返金額を決定するものとする。

[1] 受講契約後で受講開始前の取消・解約等
受領済受講料から、15,000 円を差引いた額。

[2] 受講契約後で受講開始後の取消・解約等
受領済受講料から、①取消・解約等の申し出までに受講し終えた回数および無断欠席した回数に相当する受講料を差引いた額から、②未受講回数１回につき 4000 円の違約金を差引いた額。

第３条（受講権利の譲渡）　受講生が自己都合により継続的な受講が不可能となった場合、自己の保有する受講権利を他者対に対して無償または有償で譲渡することができる。

第４条（不可抗力）地震、火災・その他の天変地異等、止むを得ない事情による授業の中止については、当スクールは責任を負いかねることとする。

第５条（施行日）本規約は、2014 年８月 15 日付で改訂したものであり、同日より施行する。

以上　オモドック・スクール